

神奈川県立伊勢原射撃場の指定管理者候補について

神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会
審査結果(指定管理者候補(案))

1 神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会審査結果 <評価点>

団体名(所在地) (受付順)	選定基準別点数			合計点
	サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
健促みどりの会 [株式会社Bartholo Japan、株式会社タイコー、NPOシューターズネット神奈川]	2 9	0	1 1	4 0
神奈川県射撃協会 [特定非営利活動法人神奈川県ライフル射撃協会、神奈川県クレー射撃協会、社団法人神奈川県猟友会]	2 8	0	1 3	4 1

グループでの応募は所在地の記載を省略。

<審査講評>

申請書類及び面接審査において、どちらの団体についても選定基準である「管理経費の節減等」の「適切な積算」について、必要な経費が適切に積算されているとは認められなかったことから、「適切な積算」の評価としては「失格」となり、それに基づき提案された納付金は比較の対象とならず、「節減努力等」の評価も「不能」= 0点と取り扱うこととした。

「管理経費の節減等」について、どちらの団体も0点であったことから、評価委員会としては、審査得点の合計による指定管理者候補(案)の選定は行わなかった。

(健促みどりの会)

委員4名による協議により委員会としての評価を行った結果、審査得点が40点となった。

優れていると評価した内容については次のようなものがあった。

伊勢原射撃場の設置目的や公の施設としての公平性、平等性は理解しており、職員や構成団体による射撃関係機器のメンテナンス・弾丸回収の実施、クレーを安価で提供するなど一定のサービス向上につながる提案となっている。

懸念される内容については次のようなものがあった。

利用者サービス向上のための各種大会等の実施についての考え方は評価できるが、有資格者の確保や実施方法等について更に具体的な提案が求められる。

募集要項に示された納付金よりも多く納入する提案となっているが、根拠となる収入の確保について具体的な提案が求められる。

「管理経費の節減等」が評価に至らなかった理由については次のようなものがあった。

利用者数の想定が具体的な提案となっておらず、人件費やクレーについて事業計画と収支計画書が合致していないことから、必要経費について適切に積算されているとは認められない。

指定管理業務を受託する条件となっている納付金について、提案額の根拠となる積算が適切とは認められないため、提案について評価できない。

(神奈川県射撃協会)

委員4名による協議により委員会としての評価を行った結果、審査得点が41点となった。

優れていると評価した内容については次のようなものがあった。

安全を最優先にした所持品ロッカー設置、女性の立場や利用者の立場に立ったサービスデイの設置など一定のサービス向上につながる提案となっている。

伊勢原射撃場における20年間の実績から、経験を生かした施設運営に期待できる。

懸念される内容については次のようなものがあった。

利用者サービス向上のための施設整備の提案についての考え方は評価できるが、実施方法等について更に具体的な提案が求められる。

募集要項に示された納付金については、県と協議したうえで最大限努力するとしているが、経費節減の具体的な提案が求められる。

「管理経費の節減等」が評価に至らなかった理由については次のようなものがあった。

利用料金や減免基準等における具体的な提案が示されていないため、指定管理業務を適切に行なうために必要な収支計算の算出根拠が不明確である。

指定管理業務を受託する条件となっている納付金について、提案額の根拠となる資料が不足しており、提案(努力するが県との協議が必要)について評価できない。

2 神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会審査結果に対する教育局意見

審査結果について

賛同する ・ 検討の必要有り

健促みどりの会は、県立スポーツ施設指定管理者評価委員会が指摘しているとおり、利用者数の想定が具体的でなく、人件費等についても事業計画書と収支計画書の整合が図られていないものと認められ、適切な積算が行われていないと判断する。

また、神奈川県射撃協会についても、同様に、利用料金や減免基準等について具体的な提案が行われておらず、収支計算の算出根拠が不明確であるものと認められ、適切な積算が行われていないと判断する。

両提案者とも、評価項目「管理経費の節減等 / 適切な積算」が0点であり、合計点も40点台と低く、「神奈川県立伊勢原射撃場の利用等に関する規則」第5条第2号が規定する施設としての役割を適切に担えるとは認められないため、指定管理者候補として選定することはできない。

神奈川県立伊勢原射撃場の利用等に関する規則

(指定管理者の指定の基準)

第5条 条例第5条第7号に規定する神奈川県教育委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (2) 県民に射撃に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するための施設としての神奈川県立伊勢原射撃場(以下「射撃場」という。)の役割を適切に担えること。